

＝公開講演会・シンポジウム申請時の注意点＝

講演会やシンポジウムを開催される機会も増えてくると思われます。改めまして申請時の注意点、お願いをご案内申し上げます。

◆開催までの流れ◆

申請→比研執行部による確認→研究・企画委員会にて審議と承認→管理委員会にて審議・承認（開催時期が合わない場合は報告のみ）

◎申請時期につきまして◎

【公開講演会（主催・共催）シンポジウム（共催）】

ご不明な点は事務所へご相談いただき、研究・企画委員会にて審議できるように申請書を完成させて、開催日の**1 か月前**までに事務所へご提出をお願いいたします。ただし、租税条約関連の届けを出す場合などは、**2 か月前**までに事務所へご提出をお願いいたします。

【シンポジウム（主催）】

ご不明な点は事務所へご相談いただき、研究・企画委員会にて審議できるように申請書を完成させて、開催日の**3 か月前**までに事務所へご提出をお願いいたします。

◎「公開講演会・シンポジウム申請書」につきまして◎

【比研主催・共催】 比研が主催の場合は共催について、比研が共催の場合は主催についてお知らせ下さい。

【謝金】 様式→の URL よりダウンロードをして作成してください。
「講演会講師謝礼」を申請するには開催日の2週間前までに比研 HP で広報をしなければなりません。

【講演記録許可】 様式→の URL よりダウンロードをして記録を報告書にまとめ「比較法研究所 HP」に載せますので、報告者にチェックしていただいて下さい。

【開催報告書】 様式→の URL よりダウンロードをして公開講演会・シンポジウム終了後にご提出ください。

【租税条約申請】 非居住者の方に謝礼をお支払いする場合、租税条約の届出をするか否かを決定し、届出をする場合はすぐにご相談ください（書類一式を原則支払日の前月 25 日までに給与厚生課へ提出しなければならないため）。取得するのに時間のかかる書類もございますのでご注意ください。また、他機関で届けをしている場合は、届出をしなければならないので、ご注意ください。

◎公開講演会・シンポジウムの「概要」についてもご記載ください。シンポジウムを申請の場合は別途「プログラム」を作成してご提出をお願いいたします。英語のプログラムをご使用の場合は合わせて日本語のプログラムの作成とご提出もお願いいたします。

※「公開講演会・シンポジウム申請書」と公開講演会・シンポジウムの「概要」につきましては、別途ご案内申し上げます。